

個人賠償責任保険の補償内容

個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提訴された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

例えば、このような事故が対象となります。



傷害補償(交通事故のみ)

国内外での交通事故等*1により、ご加入者本人がケガで死亡されたり、後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

*1 交通事故等の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



《事故時の連絡先》

東京海上日動安心110番(事故受付センター)
TEL: 0120-720-110 (受付時間: 24時間365日)



こちらもおススメです!

《全労連共済の個人・交通災害共済》

万が一の交通事故による入院・通院などの備えに、組合員とご家族一人一人が「全労連共済の個人・交通災害共済」にも併せてご加入いただくことをおすすめします。

詳しい内容は個人賠償責任保険のチラシ裏面をご参照ください。

(自治労連・医労連・福保労の方は所属産別共済の「交通災害共済」にご加入ください。)

※交通災害共済は個人賠償責任保険とは別でご加入いただく必要がございます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料

ご加入タイプ:Aタイプ

※下表のタイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

【補償期間: 1年間または6ヶ月】 ※ご加入口数は1口のみです。
(誤って複数口のお申し込みをされた場合には、既にお申し込みいただいているご契約(1口)を除いて、ご契約を取り消します。)

保険金額	個人賠償責任 (家族型)	国内: 1億円 国外: 1億円 ※日本国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
	交通事故等による死亡・後遺障害 (本人のみ)	<死亡> 4万円 <後遺障害> 後遺障害の程度に応じて 0.16万円~4万円
保険料 (一時払) ※制度運営費300円を含みます。		4/1ご加入: 2,830円※ 10/1ご加入: 1,570円※

<個人賠償責任保険の対象となる方>

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は下記のとおりです。

個人賠償責任は①~⑤、傷害補償は①のみとなります。

- ①組合員本人*1
 - ②組合員本人*1の配偶者*2
 - ③組合員本人*1またはその配偶者*2の同居のご親族*3
 - ④組合員本人*1またはその配偶者*2の別居の未婚*4のお子様
 - ⑤組合員本人*1が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限り。)
- ※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*1 下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

全労連共済(単産・地方共済会)の組合員

*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

- ①婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)を有すること
- ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*3 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

*4 これまでに婚姻歴がないことをいいます。